

## (5) 労働委員会

番号	決定年月日	請求の内容	担当課所	決定内容	備考
1	H19.12.11	〇〇労働条件等紛争(〇〇)経過報告書	調整総務課	部分開示	3、4、7号該当

## 2 口頭による請求の内容

区分	請求の対象となる記録情報	担当課等	件数
長野県行政書士試験	科目別得点及び総合得点	総務部 市町村課	0
長野県短期大学入学者選抜試験	総合得点及び順位	短期大学	92
長野県福祉大学校入学試験	科目別得点、総合得点及び順位	福祉大学校	38
介護支援専門員実務研修受講試験	正答割合	社会部 長寿福祉課	8
職業訓練指導員試験	科目別得点	商工部 雇用・人材育成課	0
技能検定試験	科目別得点及び総合得点	商工部 雇用・人材育成課	5
長野県工科短期大学校一般入学試験	科目別得点、総合得点及び順位	工科短期大学校	3
技術専門校入校選考試験	科目別得点、総合得点、順位及び適性検査結果	技術専門校	21
歯科技工士試験	科目別得点及び総合得点	衛生部 医療政策課	0
准看護師試験	科目別得点、総合得点及び順位	衛生部 医療政策課	44
長野県職員（理学療法士・作業療法士・臨床工学技士・言語聴覚士）採用選考	1 作文考査と口述考査の合計点及び順位（不合格者を含む。） 2 身体検査及び資格調査の結果 3 合格者の順位	衛生部 県立病院課	0
長野県職員（看護職員）採用選考	1 第1次考査に係る以下の記録情報 (1) 作文考査の点数及び順位（不合格者を含む。） (2) 合格者の順位 2 第2次考査に係る以下の記録情報 口述考査の点数及び順位（不合格者を含む。） 3 身体検査及び資格調査の結果 4 総合判定及び最終合格者の順位	衛生部 県立病院課	0
長野県看護大学一般入学試験	総合得点	看護大学	1
長野県公衆衛生専門学校入学試験	科目別得点及び総合得点	公衆衛生専門学校	5
クリーニング師試験	科目別得点及び総合得点	衛生部 食品・生活衛生課	1
調理師試験	科目別得点及び総合得点	衛生部 食品・生活衛生課	6
製菓衛生師試験	科目別得点及び総合得点	衛生部 食品・生活衛生課	1

毒物劇物取扱者試験	科目別得点及び総合得点	衛生部 薬事管理課	33
長野県看護専門学校入学試験	科目別得点、総合得点及び順位	看護専門学校	94
一般主任計量者試験	科目別得点	計量検定所	0
農業管理指導士認定試験	得点	農政部 農業技術課	0
農業機械利用技能検定試験	審査項目別得点及び総合得点	農業大学校	0
農業大学校入学試験	科目別得点及び総合得点	農業大学校	0
家畜人工授精師養成講習会修業試験	科目別得点及び平均点	農政部 畜産課	0
林業大学校入学試験	科目別得点及び総合得点	林業大学校	0
狩猟免許試験	得点	地方事務所	0
砂利採取業務主任者試験	科目別得点及び総合得点	土木部 河川課	0
採石業務管理者試験	科目別得点及び総合得点	土木部 河川課	0
義務教育関係学校教員採用選考	総合ランク（第1次試験の結果については、不合格者に係るものに限る。）	教育委員会 義務教育課	297
公立高等学校教員採用選考	総合ランク（第1次試験の結果については、不合格者に係るものに限る。）	教育委員会 高校教育課	130
県立高等学校実習助手採用選考	総合ランク（第1次試験の結果については、不合格者に係るものに限る。）	教育委員会 高校教育課	2
県立高等学校入学者選抜	科目別得点	県立高等学校	8,115
盲・ろう・養護学校寄宿舎指導員採用選考	総合ランク（第1次試験の結果については、不合格者に係るものに限る。）	教育委員会 特別支援教育課	1
盲・ろう・養護学校高等部入学選考	科目別得点	盲・ろう・養護学校	0
保育士試験	科目別得点	教育委員会 こども支援課	0
長野県職員採用上級試験（大学卒業程度）	1 第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験及び専門試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） (4) 合格者の順位 2 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 論文試験及び口述試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） 3 身体検査及び資格調査の結果 4 総合判定及び最終合格者の順位	人事委員会	91
長野県職員採用中級試験（短大卒業程度）	1 第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験及び専門試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） (4) 合格者の順位 2 第2次試験に係る以下の記録情報	人事委員会	1

	(1) 作文試験及び口述試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位(不合格者を含む) 3 身体検査及び資格調査の結果 4 総合判定及び最終合格者の順位		
長野県職員採用初級試験(高校卒業程度)	1 第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験及び専門試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位(不合格者を含む) (4) 合格者の順位 2 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 作文試験及び口述試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位(不合格者を含む) 3 身体検査及び資格調査の結果 4 総合判定及び最終合格者の順位	人事委員会	4
長野県警察職員採用上級試験(大学卒業程度)	1 第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験及び専門試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位(不合格者を含む) (4) 合格者の順位 2 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 論文試験及び口述試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位(不合格者を含む) 3 身体検査及び資格調査の結果 4 総合判定及び最終合格者の順位	人事委員会	3
長野県警察職員採用初級試験(高校卒業程度)	1 第1次試験(教養試験)の点数及びその順位 2 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 作文試験及び口述試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位(不合格者を含む) 3 身体検査及び資格調査の結果 4 総合判定及び最終合格者の順位	人事委員会	1
長野県警察官採用試験(A)	1 第1次試験(教養試験)の点数及びその順位 2 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 論文試験、口述試験及び体力検査の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位(不合格者を含む) 3 身体検査及び資格調査の結果 4 総合判定及び最終合格者の順位	人事委員会	53
長野県警察官採用試験(B)	1 第1次試験(教養試験)の点数及びその順位 2 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 作文試験、口述試験及び体力検査の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位(不合格者を含む) 3 身体検査及び資格調査の結果 4 総合判定及び最終合格者の順位	人事委員会	36
長野県市町村立小中学校栄養職員採用試験	1 第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験及び専門試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位(不合格者を含む) (4) 合格者の順位 2 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 作文試験及び口述試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位(不合格者を含む) 3 身体検査及び資格調査の結果 4 総合判定及び最終合格者の順位	人事委員会	3
長野県市町村立小中学校事務職員採用試験	1 第1次試験(教養試験)の点数及びその順位 2 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 作文試験及び口述試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位(不合格者を含む) 3 身体検査及び資格調査の結果 4 総合判定及び最終合格者の順位	人事委員会	16

身体障害者を対象とする長野県職員採用選考	1 教養考査、作文考査及び口述考査の点数 2 合計点 3 合計点の順位(不合格者を含む。) 4 身体検査及び資格調査の結果 5 合格者の順位	人事委員会	1
身体障害者を対象とする長野県市町村立小中学校事務職員採用選考	1 教養考査、作文考査及び口述考査の点数 2 合計点 3 合計点の順位(不合格者を含む。) 4 身体検査及び資格調査の結果 5 合格者の順位	人事委員会	0
長野県職員(技能労務職員)採用選考	1 語の読み書き考査、作文考査及び口述考査の点数 2 合計点 3 合計点の順位(不合格者を含む。) 4 身体検査及び資格調査の結果 5 合格者の順位	人事委員会	0
長野県警察職員(技能労務職員)採用選考	1 語の読み書き考査、作文考査及び口述考査の点数 2 合計点 3 合計点の順位(不合格者を含む。) 4 身体検査及び資格調査の結果 5 合格者の順位	人事委員会	0
民間企業等職務経験者を対象とする長野県職員採用選考	1 第1次考査(経験論文考査)の点数及びその順位 2 第2次考査に係る以下の記録情報 (1) 論文考査及び口述考査の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位(不合格者を含む。) 3 身体検査及び資格調査の結果 4 総合判定及び最終合格者の順位	人事委員会	0
看護経験者を対象とする長野県職員採用選考	1 論文考査及び口述考査の点数 2 合計点 3 合計点の順位(不合格者を含む。) 4 身体検査及び資格調査の結果 5 合格者の順位	人事委員会	0
運転免許試験	学科試験の得点及び技能試験の得点	運転免許本部	142
警備員等の検定	学科試験の得点	生活安全企画課	7
警備員指導教育責任者講習の修了考査	修了考査の得点	生活安全企画課	0
機械警備業務管理者講習の修了考査	修了考査の得点	生活安全企画課	0
猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習の考査	考査の得点	生活安全企画課	26

**公告**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、飯田市嶋土地区画整理事業について、換地処分がありました。

平成20年6月30日

長野県知事 村 井 仁

都市計画課

**公告**

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成20年6月30日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山 田 隆

名 称	所 在 地	指 定 年月日
唐木澤商事	千曲市大字稲荷山1782番地29	平成20年 6月25日

事業課

**公告**

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、指定給水装置工事事業者からその事業の廃止の届出がありました。

平成20年6月30日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山 田 隆

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
和幸土建 株式会社	長野市小島田町882番地5	平成20年 5月31日

株式会社 ナガノ建 築サービス	長野市差出南二丁目27番10号	平成20年 6月13日
--------------------	-----------------	----------------

事業課

**公告**

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、指定給水装置工事事業者からその事業の休止の届出がありました。

平成20年6月30日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山 田 隆

名 称	所 在 地	休 止 年月日
株式会社 キトウ	長野市青木島町大塚1143番地2	平成20年 6月2日

事業課

**公告**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成20年6月30日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

種 別	実施期日	時 間	場 所
雑踏警備業務 (2級)	平成20年 10月5日 (日)	午前8時30分から 午後5時まで	塩尻市大字宗賀桔 梗ヶ原73番地116 中南信運転免許 センター

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分

種 別	区 分	科 目
雑踏警備業務 (2級)	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 雑踏の整理に関すること。 人の雑踏する場所における負傷等の 事故が発生した場合における応急の 措置に関すること。
	実技試験	雑踏の整理に関すること。 人の雑踏する場所における負傷等の 事故が発生した場合における応急の 措置に関すること。

(注) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員

5 受検定員

30人

6 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、下記の(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話（電話番号 026-233-0108）により事前申込みを行い、検定受付番号を取得してください。

(イ) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。

(ウ) 電話1本につき1人の受付とします。

(エ) 定員になり次第、事前申込みの受付時間内であっても受付を締め切ります。

イ 受付日

平成20年9月1日(月)

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（午後0時15分から午後1時までの間を除きます。）

(2) 検定申請書の提出

検定受付番号を取得した者は、住所地（検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に、検定受付番号を申告す

るとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成20年9月12日(金)まで(土曜日、日曜日及び休日を除きます。)に提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所地を疎明する書面(住民票の写し(外国人にあっては、外国人登録証明書の写し)等)

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面(警備業者が証明する「営業所所属証明書」)

ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(貼付せずに提出) 2枚

エ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料(1万3,000円)は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

(1) 検定申請書は、長野県内の警察署(生活安全課又は生活安全・刑事課)で交付するほか、長野県警察本部ホームページ(<http://www.pref.nagano.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。

(2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課(電話 026-233-0110 内線 3033)に問い合わせてください。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成20年6月30日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法(以下「法」という。)第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃(以下「猟銃等」という。)を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
8月5日(火)	午後1時から 午後4時まで	駒ヶ根会場	駒ヶ根市上穂栄町23-1 駒ヶ根総合文化センター	40名
8月12日(火)	午後1時から 午後4時まで	小諸会場	小諸市甲1275 小諸市文化センター	60名
8月21日(木)	午後1時から 午後4時まで	安曇野会場	安曇野市穂高5047 穂高会館	70名
8月26日(火)	午後1時から 午後4時まで	長野会場	長野市若里3-22-2 長野市若里市民文化ホール	70名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)2通に必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで(土曜日、日曜日及び休日を除きます。)とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙(申込書1通にはり、消印はしないでください。)により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

## 公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成20年6月30日

長野県公安委員会

## 1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（同号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。）

## 2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
8月28日 (木)	午前10時から 午後4時まで	松本会場	松本市大字島立1020 長野県松本合同庁舎	60名

## 3 講習科目、時間数及び考査方法

講習科目	時間数	考査方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、 正誤式による考査を行います。 (所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

## 4 受講手続

## (1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

## (2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

## (3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

## 5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課